

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 |
|-----------------------------|---|------------|------------------------|--|--|--------------------------------|--|--|--|
| 1. 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します | 1. 子どもの健康増進 | 1 | 訪問などの個別支援 | 健康支援課 | 妊産婦から乳幼児まで継続的な支援を要する方や、育児、子どもの発達に不安のある方に対し、保健師が家庭訪問、電話等で支援します。 | 支援体制 | 訪問件数：1,789件 | 保健師による家庭訪問、電話相談等で切れ目なく支援できる体制を維持します。 | 妊産婦から乳幼児まで継続的な支援を要する方や、育児、子どもの発達に不安のある方に対し、保健師が家庭訪問、電話等で支援します。 |
| | | 2 | 養育者支援保健・医療連携システム事業 | 健康支援課 | 養育者支援保健・医療連携システムに従い医療機関と連携しながら、養育支援を必要とする家庭の把握と継続的支援を行います。 | 支援実施率 | 100% (訪問件数219件) | 100% | 周産期養育支援保健・医療連携システムに従い医療機関と連携しながら、養育支援を必要とする家庭の把握と継続支援を推進します。 |
| | | 3 | 新生児聴覚検査助成事業 | 健康支援課 | 新生児の聴覚障がいの早期発見及び早期療育を図るための費用の一部を助成します。 | 検査助成率 | 82.3% | 90%以上 | 新生児の聴覚検査により、障がいの早期発見及び早期療育を図れるよう、検査費用の一部を助成します。 |
| | | 4 | こんには赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） | 健康支援課 | 生後4か月までの乳児の全戸訪問を実施し、親子の心身の状況や不安悩みを聞き、支援が必要な家庭に対するサービスの提供や子育てに関する情報提供を行います。 | 訪問実施率 | 96.6% | 100% | 引き続き、生後4か月までの乳児の全戸訪問を実施し、母子の心身の状況や不安・悩みを聞き、支援が必要な家庭に対するサービスの提供や子育てに関する情報提供を行います。 |
| | | 5 | 予防接種事業 | 健康支援課 | 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。また、予防接種の説明、予診票付きのしおりを個別に配付するなど、予防接種の周知と勧奨に取り組みます。 | 1歳までにBCG接種を終了している者の割合 | 98.2% | 99.0% | ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹（はしか）、風疹、水痘、日本脳炎、B型肝炎、肺炎等の発生及びまん延を予防するため、主に乳幼児を対象に定期予防接種を実施します。また、予防接種の説明、予診票付きのしおりを個別に配布するなど、予防接種の周知と勧奨を推進します。 |
| | | 6 | 親子デンタル教室 | 健康支援課 | 1歳から1歳6か月児を持つ親を対象に、虫歯予防のための知識の普及と実践を学ぶことを目的に、親子デンタル教室を開催します。 | 参加人数 | 延べ57組 | 180組（年6回実施） | 1歳から1歳6か月児を持つ親を対象に、虫歯予防のための知識の普及と実践を学ぶことを目的に、親子デンタル教室を開催します。 |
| | | 7 | 乳幼児健康診査 | 健康支援課 | ・4か月児健診 4か月児に対して、市内委託医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。 | 受診率 | 95.4% | 100% | 4か月児に対して、市内医療機関において健康診断を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。 |
| | | | | | ・10か月児健診 10か月児に対して、市内委託医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。 | | 92.3% | 100% | 10か月児に対して、市内医療機関において健康診断を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。 |
| | | | | | ・1歳6か月児健診 1歳6か月児に対して、集団健診による一般健康診査と歯科健康診査を行い疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。 | | 98.9% | 100% | 1歳6か月児に対して、苫小牧市教育・福祉センターにおいて一般健康診査と歯科健康診査を行い疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。 |
| | ・3歳児健診 3歳児に対して、集団健診による一般健康診査と歯科健康診査を行い、疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。 | | | | 97.0% | | 100% | 3歳児に対して、苫小牧市教育・福祉センターにおいて一般健康診査と歯科健康診査を行い疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。 | |
| | 8 | 乳幼児健診事後教室 | 健康支援課 | 1歳6か月児健診において継続的な支援が必要と思われる親子に対して、遊びなどを通じて発達を促すとともに、子育ての相談に対応します。 | 教室実施体制・1歳6か月児健診事後教室参加人数 | 559人 | 576人 | 1歳6か月健診において継続的な支援が必要と思われる親子に対し小集団での遊びなどを通して発達を促すとともに、相談を通じてサポートしていきます。対象者の減少により、月6回から月4回に減らし実施します。 | |
| | 9 | フッ化物洗口支援事業 | 健康支援課 | 就学前の幼児（年長児）にフッ化物洗口を行い、う歯予防に努めます。 | 実施園数の割合 (幼稚園・認定こども園・認可保育所) | 56.1%（41園中23園） | 70%以上 | 就学前の幼児（年長児）にフッ化物洗口を行い、う歯予防に努めます。実施園が増えるよう効果について啓蒙します。 | |
| | 2. 親の健康増進 | 10 | 子育て世代包括支援センター | 健康支援課 | 妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう、切れ目ない支援を行います。 | 相談体制参加人数 | 相談件数：延べ561件 ケアプラン作成数：344件 産前・産後サポート事業参加者延べ人数：209人 産後ケア事業利用実人数：102人 子育て世代包括支援センターを知っている人の割合：16.9% | 相談体制及びケアプラン作成体制を維持します。 産前・産後サポート事業参加者延べ人数：360人 産後ケア事業利用実人数：150人 子育て世代包括支援センターを知っている人の割合：60% | 妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう、切れ目ない支援を行うとともに周知の徹底を図ります。また、産前産後サポート事業、産後ケア事業、子育て応援メール等を実施し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。 |
| | | 11 | 母子健康手帳の交付 | 健康支援課 | 母子健康手帳交付時に、保健師、看護師が面接を行い、情報提供やハイリスク妊婦の把握を図り、継続支援につなげます。また、マタニティマークの普及啓発に努めます。 | 妊娠届出が妊娠20週未満の割合 | 1,187人へ交付した内 妊娠11週以内の割合：90.0% 妊娠12～19週の割合：7.8% | 妊娠20週未満の妊娠届出割合：100% | 母子健康手帳交付時に、保健師、看護師が面接を行い、情報提供やハイリスク妊婦、特定妊婦の把握を図り、継続支援につなげていきます。また、マタニティマークの普及啓発に努めます。 |
| 12 | | 妊婦健康診査助成事業 | 健康支援課 | 妊娠期の健康管理のため、妊婦健診及び超音波検査費用を助成します。 | 健診回数の維持 | 妊婦一般健康診査の助成：14回 超音波検査の助成：4回 | 現行の助成回数を維持します。 | 妊娠期の健康管理のため、妊婦健診及び超音波検査費用を助成します。令和2年度から超音波検査の助成を4回から6回に増やします。 | |
| 13 | | 若年妊婦訪問事業 | 健康支援課 | 妊娠届時に18歳以下(高校3年生相当年齢以下)の初妊婦を対象に、妊娠中に訪問を実施し、妊娠・出産の準備等の支援をします。 | 訪問実施率 | 対象者7人のうち 訪問実施率：42.9% | 訪問実施率：100% | 妊娠届時に18歳以下(高校3年生相当年齢以下)の初産の妊婦を対象に、妊娠中に全数訪問を実施し、妊娠・出産の準備等の支援をします。 | |
| 14 | | 産婦健康診査助成事業 | 健康支援課 | 産婦の体調や育児不安等を把握し、継続的な支援を行うため産婦健康診査の費用を助成します。 | 健診受診率 | 新規事業 | 90%以上 | 産婦の体調や育児不安等を把握し、継続的な支援を行うため、産婦健康診査の費用を助成します。 | |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 | |
|-----------------------------|------------------------|--------------|-------------------|-----------------------------|--|---|--|--|---|---|
| 1. 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します | 健康・増進の | 15 | 乳がん・子宮頸がん検診 | 健康支援課 | 乳がん・子宮頸がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、40歳以上、20歳以上の女性を対象に乳がん、子宮頸がん検診を実施します。 | がん検診受診率 | 受診者数 乳がん検診：2,566人（11.8%） 子宮頸がん検診：3,953人（13.7%） | 受診率 乳がん検診：25.0% 子宮頸がん検診：25.0% | 乳がん・子宮頸がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、40歳以上、20歳以上の女性を対象に、乳がん・子宮頸がん検診を実施します。またクーポン券未利用者を含め、個別勧奨を充実していきます。 | |
| | 3. 食育の推進 | 16 | 離乳食・食事指導 | 健康支援課 | 乳幼児健診において、離乳食・食事に関する個別指導を行います。 | 栄養指導体制 | 栄養士による指導数：延べ616人 | 栄養士による栄養指導を引き続き実施します。 | 乳幼児健診において、離乳食・食事に対する個別指導を行います。 | |
| | | 17 | 離乳食講習会の開催 | こども育成課 | 子どもの健康や成長にとって、「適正な栄養と食事」が基本であることを学んでもらうため、子育て中の親を対象に調理実習や講習会を開催します。 | 開催回数 | 4回 | 調理実習や講習会の開催回数を維持します。 | 令和元年度と同様に実施予定 | |
| | | 18 | 保育所等での「食への関心の育成」 | こども育成課 | 楽しく食べることで食への関心を持てるように、園内での野菜づくりやクッキング保育等を実施し、食の大切さを体験する機会を設けます。また、保護者には家庭向けの食事指導を行うなど、家庭と保育所等が連携して子どもの健康な心と体を育むことを推進します。 | 実施園数 | 33園 | 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所のすべてで実施します | 実施園数 50園 ○保育所17園 ○幼稚園11園 ○認定こども園13園 ○小規模保育事業所9園 | |
| | | 19 | 小・中学生への食に関する指導 | 教) 指導室 | 小学校、中学校の児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食生活を身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるようになるため、栄養教諭が食に関する指導を行います。 | 実施校数 | 全小・中学校で実施 | 引き続き小・中学校で実施します。 | 栄養教諭による食育指導を行います。 | |
| | 4. 小児医療の充 | 20 | 夜間・休日急病センター（初期救急） | 健康支援課 | 夜間・休日急病センターにおける夜間及び休日の診療、休日当番病院における日祝日の診療を行います。 | 診療体制 | 夜間・休日急病センター利用者数：18,714人 | 診療体制を維持します。 | 夜間・休日急病センターにおける夜間休日の診療、休日当番病院における休日祝祭日の診療を行います。 | |
| | | 21 | 小児救急医療支援事業 | 健康支援課 | 小児科救急医療拠点病院の指定を受けている苫小牧市立病院において、小児救急医療の充実を図ります。 | 診療体制 | 利用者数：1,097人 | 診療体制を維持します。 | 平成17年4月に苫小牧市立病院が小児科救急医療拠点病院の指定を受けており、小児救急医療の充実を図ります。 | |
| | 2. 子どもの教育・保育環境をより充実します | 育1. 幼児期の充の実教 | 22 | 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等の整備 | こども育成課 | 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等を整備し、待機児童の解消、小学校就学前の子どもの教育・保育環境の充実を図ります。 | 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等の園数 | 47園 | 54園 | 令和3年4月開設予定の認定こども園1園、小規模保育事業所2園の施設整備を進めます。 |
| | | 育2. 放課後の整備の教 | 23 | 放課後児童クラブの充実 | 青少年課 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。また、利用者の中に発達障がい等の特別な配慮を必要とする児童については、個々の児童の状況に応じた配慮に努めます。 | 開室数 | 小学校：19か所（33クラブ） 児童センター・館：7か所（4クラブ） 民間：2か所（2クラブ） 計28か所（39クラブ） 登録児童数：1434人 | 小学校：19か所（30クラブ） 児童センター・館：7か所（6クラブ） 民間：2か所（2クラブ） 計28か所（38クラブ） 登録児童数：1383人 | 小学校：20か所（29クラブ） 児童センター：6か所（6クラブ） 民間：2か所（2クラブ） 計28か所（37クラブ） |
| | | 育3. 学習指導の充 | 24 | 少人数指導や習熟度別学習の推進 | 教) 学校教育課 | 各学校において、個に応じたきめ細かな指導の充実を目指し、T・T指導、少人数指導、習熟度別学習を計画・実施します。（文部科学省の「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」に基づき実施します。） | 指導体制 | 少人数実践研究事業 小学校：3校、中学校：2校 指導方法工夫改善加配 小学校：17校、中学校12校 退職人材活用事業 小学校：5校 中学校：1校（学力向上） | 指導体制を維持します。 | 少人数実践研究事業 小学校：4校、中学校：4校 指導方法工夫改善加配 小学校：16校、中学校11校 退職人材活用事業 小学校：6校、中学校：0校 |
| | | 4. 国際教育の充 | 25 | 国際理解教育の推進 | 教) 指導室 | 中学校における生徒のコミュニケーション能力の育成及び外国語教育の充実並びに小学校における外国語教育等、国際理解教育の推進を図るため、外国青年招致事業による外国語指導助手を学校に派遣します。 | 指導体制 | 外国語指導助手の派遣及び外部人材（外国語活動の支援者）の活用 | 外国語指導助手の派遣及び外部人材（外国語活動の支援者）の活用を引き続き実施します。 | 外国語指導助手を増員し、中学校区での活用を実施することで外国語教育の充実を図ります。 |
| | | | 26 | こども国際交流事業 | 国際リゾート戦略室（国際交流） | 子どもたちを海外に派遣し、学校訪問交流やホームステイ体験等を通じ、諸外国の生活文化に直接触れてもらうことで、国際的視野を広め国際性豊かな人材を育成します。 | 派遣実施体制 | 中学生10人を中国・秦皇島市に5泊6日派遣（7回の事前研修、現地での学校訪問・交流、ホームステイ、市内見学等） 帰国後、事後研修を行い、市長、保護者への帰国報告会を実施 | 公共サービス民間提案制度により民間事業者に委託するとともに令和3年度まで訪問先をカンボジアとして実施予定。事業者、派遣先の見直しを行いながら引き続き派遣を実施します。 | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 |
| | | 5. 教職員の資質向上 | 27 | 私立幼稚園教育研究補助 | こども育成課 | 幼児の心身発達の助長を図るため、幼児教育に係る研究（私立幼稚園教員の資質向上のための研修事業参加費用）に要する経費の一部を補助します。 | 制度の実施 | 対象者：213人 | 対象者へ研究経費補助を引き続き実施します。 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | | 28 | 研究委嘱校による研究の推進 | 教) 指導室 | 学校教育の充実を図るため、研究委嘱校において、学校教育推進上の諸問題について公開研究会を実施し、実践的研究を推進します。 | 内容の充実 | 研究委嘱校による実践発表の研修講座の実施 | 指導室と研究委嘱校が連携を図り、研究内容の充実を図ります。 | 学校教育の充実を図ることから、研究内容について公務支援システムを活用して全ての小・中学校に情報提供を行います。 |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 |
|------------------------|--------------------------|------------|-------------------|--|---|---|--|---|--|
| 2. 子どもの教育・保育環境をより充実します | 5. 資・質・教・向・職・上・員・の | 29 | 教職員研修会、生徒指導講習会の開催 | 教) 指導室 | 教職員を対象に、いじめ・不登校などの問題や児童生徒の安全確保の問題、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催します。 | 参加人数 | 1,103人 (25回開催) | 1,200人 (25回開催) | 教職員を対象に、いじめ・不登校などの問題や児童生徒の安全確保の問題、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催します。 |
| | 6. の・整・備・施・設 | 30 | 教育施設整備 | 教) 施設課 | 老朽化した校舎、屋内体育館などを安全で快適な教育環境に整備するため、改築及び大規模改修事業を推進します。 | 未耐震化施設数 | 6施設 | 0施設 | 啓北中学校校舎解体工事 (旧) 苫小牧東小学校及び苫小牧東中学校校舎改築工事 清水小学校屋内体育館改築工事 |
| | 7. れ・た・学・地・校・域・づ・く・開・り・か | 31 | 地域に開かれた学校づくりの推進 | 教) 学校教育課 | 全小・中学校に学校評議員等を配置し、地域に開かれた学校づくりを推進します。 | 学校評議員等の配置 | 各小中学校長の推薦により各校3人の学校評議員を委嘱し学校に配置しています。 平成30年度：101人 | 学校評議員制度に替わる制度の導入を検討し、引き続き地域に開かれた学校づくりを推進します。 | 小学校：59人 中学校：34人 |
| | 8. い・じ・め・不・登・校・対・策・の・充・実 | 32 | いじめ・不登校対策 | 教) 指導室 | いじめ・不登校の問題解決のため、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、担任と連携した児童生徒への相談体制の充実を図ります。また、いじめ問題の解決や、学校復帰などに向けた児童生徒の支援も行います。 | 相談体制 | スクールソーシャルワーカーを活用した支援の充実を図りました。 延べ人数：320人 学校訪問：343回 家庭訪問：89回 ケース会議：42回 | スクールソーシャルワーカーと学校が適切に連携し、いじめ・不登校対策に向けた相談体制を維持します。 | いじめ・不登校の問題解決のため、スクールカウンセラー (スクールソーシャルワーカー) を学校に派遣し、担任と連携した児童生徒への相談体制の充実を図ります。また、いじめ問題の解決や、学校復帰などに向けた児童生徒の支援も行います。 |
| | | 33 | いじめ・不登校等相談 | こども支援課 | いじめ・不登校などに関わる相談を実施します。 | 相談体制 | 相談件数：57件 | いじめ・不登校などの相談体制を維持します。 | いじめ・不登校などの相談体制を維持します。 |
| | | 34 | 心の教室相談員の配置 | 教) 指導室 | 生徒が悩みなどを抱え込まず、心にゆとりを持てるよう、全中学校に心の教室相談員を配置します。 | 心の教室相談員の配置 | 15人 | 引き続き相談体制の充実を図ります。 | 中学校全16校に、心の教室相談員を配置します。 |
| | | 35 | 教育相談 | 教) 指導室 | いじめ・不登校などの問題解決のため、指導室において、来所及び電話等による教育相談を実施します。 | 相談体制 | 来所、電話及びメールによる相談を行いました。 相談件数：139件 | 引き続き相談体制の充実を図ります。 | いじめ・不登校などの問題解決のため、指導室において、来所及び電話による教育相談を実施します。 |
| | 9. 教・育・家・力・の・地・域・の・強・化 | 36 | 公開研修講座 | 教) 指導室 | 一般市民や教職員を対象に、特殊教育、不登校対策、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修講座を開催します。 | 内容の充実 | 講座開催数：4回 | 講座内容の充実を図ります。 | 家庭・地域の教育力の強化に向けて、公開研修講座を開催します。 |
| | 10. 多様な体験活動の充実 | 37 | 幼・小・中学生に対する体験活動事業 | 教) 生涯学習課 | 子どもの体験活動の情報収集・提供 (幼・小・中学生「月間行事予定表」の発行等) を行います。体験活動プログラム事例等の調査・研究 (教職員向け) を行い、「学社連携実践事例集」を発行します。体験活動等に関する相談、指導者の紹介、学校や個人と活動先のマッチング等を行います。また、市内公共施設のサークル情報を収集し、「サークルガイド」を発行します。 | 推進体制 | ・幼・小・中学生「月間行事予定表」の発行 (毎月) ・アウトリーチ推進事業を小中学校、幼稚園、保育所等で実施 ・市内公共施設サークル情報の収集とサークルガイドの発行 (年1回) | 体験活動の推進体制を維持します。 | 子どもの体験活動について情報収集し「こどものための行事案内」の発行を継続していきます。また、体験活動等に関する相談、指導者の紹介、学校や個人と活動先のマッチング等を行う「アウトリーチ推進事業」を継続して開催します。市内公共施設のサークル情報を収集し「サークルガイド」を引き続き発行します。 |
| | | 38 | 青少年キャンプ場の利用促進 | 青少年課 | 青少年に集団生活や自然体験をしてもらうため、青少年キャンプ場の利用を促進します。 | 利用者数 | 2,070人 | 2,100人 | キャンプ場の利用案内を小中学校及び高校へ配布。HP・パンフレット等のリニューアルの再検討。 |
| 39 | | リーダー養成事業 | 青少年課 | 地域の子どもリーダーを養成するため、各種研修事業を推進します。 | 参加者数 | サマーキャンプ：15人 ウインターキャンプ：28人 こども議会：10人 ボランティアスクール：27人 | サマーキャンプ：40人 ウインターキャンプ：40人 こども議会：20人 ボランティアスクール：45人 | ウインターキャンプ、こども議会を例年通り開催。その他苫子連事業を開催。サマーキャンプ、ボランティアスクールは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止予定。 | |
| 40 | | キッズタウン開催事業 | 青少年課 | 小学校3・4年生を対象に、働くことの喜び、苦勞等を実感するための就労体験、仮想的労働報酬による消費体験を行う場を提供します。 | 参加企業・団体数 | 24社 | 27社 | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 | |
| 41 | | こども研修事業 | 青少年課 | 小学校5年生から高校生を対象に、他都市の文化、歴史等を学び、将来の苫小牧を考える機会を創出することを目的とした研修を実施します。 | 参加人数 | 34人 | 35人 | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 | |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 |
|------------------------|----------------|-----------------|---------------------|---|---|---|---|---|--|
| 2. 子どもの教育・保育環境をより充実します | 10. 多様な体験活動の充実 | 42 | 児童の体験教室事業 | 教) 科学センター | 児童やその親を対象として、工作・科学教室、天文教室などを開催し、児童の創造性や創作性を高めるとともに健全育成を推進します。 | 参加人数 | <ul style="list-style-type: none"> ・工作教室：55人 ・科学ふれあい教室：218人 ・天文教室（星空観望会）：561人 ・夜間開館：946人 ・科学センター学習：1,429人 ・移動科学センター：1,710人 ・キッズ・サイエンス：66人 ・その他教室：143人 | 各種教室等を引き続き実施するとともに、内容の充実を図ります。 | 科学ふれあい教室：4回 工作教室：2回 天文教室（星空観望会含む）：10回 夜間開館：2回 科学センター学習：10月～2月 移動科学センター：随時 その他教室：22回 |
| | | | | 教) 美術博物館 | 郷土の自然や歴史を学ぶ知識の広場として、博物館を広く一般に公開し、生涯学習社会に対応した博物館活動の推進に努めるとともに、特別展、企画展、体験教室、観察会・見学会、映画会などを開催し、子どもの健全育成を推進します。 | 推進体制 | 特別展（1回）：5,923人（歌川広重展） 企画展（3回）：11,858人 郷土学習（29回・24校）：1,590人 美術博物館祭（3日間）：1,309人 無料観覧日：1,946人（5月：1,001人・11月：945人） | 特別展（1回）：5,000人 企画展（3回）：10,000人 郷土学習：1,500人 無料観覧日：1,900人（5月：1,000人・11月：900人） | 特別展（1回）（生誕100年ロボットと芸術展） 企画展（4回） 収蔵品展（2回） 郷土学習（4校） 自然観察会・歴史見学会（4回） 無料観覧日（2回）など |
| | | | | 環境生活課 | 小中学生を対象に、自然ふれあい教室、いのちの授業、獣医さんの野生動物救護の現場ウォッチングを開催し、自然や命の大切さを学ぶ活動を実施します。 | 各種活動の実施 | 自然ふれあい教室（15回）：931人 いのちの授業（39クラス）：1,220人 ウトナイ湖野生鳥獣センターのお仕事体験&傷病鳥獣施設見学（1回）：11人 | 各種活動を引き続き実施します。 | 自然ふれあい教室（15回）：1,000人 いのちの授業（40クラス）：1,200人 ※獣医さんのお仕事体験は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 |
| | | | | 教) 勇武津資料館 | 地域の児童や親を対象として、「ふるさと探訪」「生活体験教室」等を実施し、子どもの健全な育成を引き続き推進します。 | 内容の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと歴史講座：3回 ・ふるさと探訪：3回 ・生活体験教室：8回 ・機織体験教室：3回 | 各種活動の内容の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと歴史講座：3回 ・ふるさと探訪：3回 ・生活体験教室：8回 ・機織体験教室：3回 |
| | 43 | 美術館こども広報部「びとこま」 | 教) 美術博物館 | 児童の美術館広報として特別展や企画展、教育普及活動などを取材、記事を作り「びとこま」の名称で年5回発行します。 | 広報発行活動の実施 | 年8回開催 70人参加（登録者数：5人） | 年8回開催 120人参加（登録者数：15人） | 年8回開催 | |
| | 11. スポーツ推進 | 44 | スポーツ施設無料開放事業 | スポーツ都市推進課 | 昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、幼児から中学生を対象に、スケートリンクや温水プール及び体育館等の個人利用料金を免除します。 | 利用料の免除 | 13施設において、利用料の免除を実施 | 利用料の免除を引き続き実施します。 | 引き続き、利用料の免除を実施予定。 |
| | | 45 | 全道大会、全国大会の遠征費補助事業 | スポーツ都市推進課 | 昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、各種スポーツの全道大会、全国大会の遠征費を助成することで、児童の健康増進と健全育成を推進します。 | 助成率・助成額 | 交通費：70% 宿泊費：3,000円 | 現行の助成率・助成額を維持します。 | 国際大会出場奨励金制度の認知度が低く、申請が少ないため、市内各競技団体への周知を行い、申請者数の増加を目指す。遠征費補助については、現行を維持する。 |
| | 12. 読書活動の推進 | 46 | 赤ちゃん、絵本のとびら事業 | 教) 生涯学習課 | 赤ちゃん（0歳児）とその保護者に絵本を贈り、親子の絵本を介した心のふれあいを深めるとともに、乳幼児期から本に親しむきっかけづくりを進めます。 | 配付率 | H29年度の絵本配付率：90.55% ※絵本の引き換え期限が1歳の誕生日の末日のため、対象年度の配付率は翌年度末の確定となることから、H29年度の実績値を記載。 | R5年度の絵本配付率：96.55% | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨の理解と対象者への周知をすすめ「赤ちゃん、絵本のとびら」事業バック配布に努めます。 ・ニーズ把握及び家庭での読書環境状況の把握のため、「赤ちゃん、絵本のとびら」バックを受け取った事業対象者にアンケートを行います。 |
| | | 47 | 読書活動促進事業 | 教) 生涯学習課（中央図書館） | 児童の読書への関心を高め、健全育成を推進するため、児童やその保護者を対象とした読書推進のための行事を開催します。また、小学校や児童センターに向けた読書支援サービス事業を実施します。 | 内容の充実 参加人数 | <ul style="list-style-type: none"> ・「赤ちゃんと楽しむ絵本ひろば」参加人数：232人 ・定例読み聞かせ会参加人数：890人 ・図書館ワークショップ参加人数：55人 ・団体貸出冊数：33,897冊 | <ul style="list-style-type: none"> ・「赤ちゃんと楽しむ絵本ひろば」参加人数：260人 ・定例読み聞かせ会参加人数：990人 ・図書館ワークショップ参加人数：72人 ・団体貸出冊数：36,000冊 | ボランティア団体、図書館スタッフによる各種「読み聞かせ」「赤ちゃんと楽しむ絵本ひろば」「青空こども図書館」「図書館ミニシアター」などを継続開催するとともに交流の場創出を目的として「ボードゲーム」そして中学生対象の「YA交流事業」を実施いたします。学校への支援としてのセット資料貸出「ブックちゃん」司書派遣「まなぶくん」児童センターへのセット貸出「ぐるりさん」継続します。図書館ワークショップについては、参加者数が少ないため令和2年度は見送り再検討期間とします。 |
| | 13. 環境・健全な育成 | 48 | 子どもに有害な環境排除に向けた取り組み | こども支援課 | 関係機関やPTA・地域団体と連携し、性や暴力に関する過激な情報雑誌販売規制などの自主的措置の働きかけを行います。 | 見回り体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアの立入調査を行い、タバコ・アルコールや成人雑誌を青少年に販売しないよう指導 ・携帯電話販売業者に立入調査を行い、未成年者の契約である確認と原則、契約時にフィルタリングサービスを提供するよう指導 | 見回り体制を維持します。 | 継続して実施します。 |
| 14. 経済的・子どもの活動の経 | 49 | 地域青少年対策促進補助金 | 青少年課 | 地域子ども会の活動を促進するため、各町内会に地域青少年対策促進補助金を交付します。 | 制度の実施 | 対象者：13,573人 総補助額：9,251,400円 | 地域青少年対策促進補助金を引き続き交付します。 | 81町内会へ交付 | |
| | 50 | 私立高等学校生徒活動費補助 | 教) 総務企画課 | 私立高校等における生徒活動の充実及び負担の軽減を図るため、学校に対し補助します。 | 制度の実施 | 対象校：3校 対象者：1,016人 補助金額：7,548,000円 | 国の制度の状況を注視しながら、引き続き補助を実施します。 | 対象校：3校 対象者：1,153人 補助金額：7,959,000円 | |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 |
|-------------------------------|-----------------------|---------|---|--------------------|--|--------------------------|---|---|---|
| 2 子どもの教育・保育環境をより充実します | 15 思春期保健対策の充実 | 51 | 薬物乱用防止等の教育・啓発活動 | 教) 指導室 | 学校の授業等において喫煙・飲酒や薬物による影響等の教育を行うとともに、青少年に対する薬物乱用防止への啓発活動を推進します。 | 教室実施体制 | 全小・中学校で実施 | 薬物乱用防止教室を引き続き全小・中学校で実施します。 | 学校の授業等において喫煙・飲酒や薬物による影響等の教育を行うとともに、青少年に対する薬物乱用防止への啓発活動を推進します。 |
| | | 52 | 性教育事業 | 健康支援課 | 市内の高校生を対象に、生と性に関する正しい知識の普及、自己肯定感を育み、青少年の健全育成を図ることを目的に実施します。また、望まない妊娠、出産を減少させるため、相談窓口を周知することを目的に、妊娠SOSカードを公共施設等に設置します。 | 支援体制 | 講演回数：8回 参加人数：1,900人 | 講演回数：11回 参加人数：2,500人 | 学校などでの講演会、3歳児健診でのパンフレットを配布し、引き続き、性に関する正しい知識の普及に努めます。 |
| | | 53 | 思春期の心と体に関する正しい知識の啓発活動 | 教) 指導室 | 思春期の心と体に関する講座を推進するとともに、小学校・中学校の授業における取り組みと連携を図りながら、正しい知識の啓発に努めます。 | 啓発活動の実施 | ・心と体に関する研修講座の開催 ・体育・保健体育教育の適切な実施に向けた指導助言 | 正しい知識の啓発活動を引き続き実施します。 | 思春期の心と体に関する研修講座を開催するとともに、小・中学校の授業等を中心とした教育活動全体を通して、正しい知識の啓発に努めます。 |
| | | 54 | デートDV防止啓発事業 | 協働・男女平等参画室(男女平等参画) | 交際相手からの暴力をなくすために、公共施設へのリーフレットの設置や出前講座を関係機関等と連携して実施します。 | 配布体制及び関係機関との連携 出前講座回数 | ・関係機関からの資料収集・提供 ・男女平等参画情報誌「ふりむ」、ホームページ等で相談窓口の周知を図る。 ・女性の人権講演会：70人 ・DV防止啓発事業の実施～女性に対する暴力をなくす運動週間に合わせ11月を啓発月間とし、館内(活動センター1階・4階)に啓発パネルの掲示と来場者への啓発、パープルリボン・カンパジの配布 ・パープルライトアップ(ふれんどビル、苫小牧信用金庫本店にて実施) ・市内中学校、高校等へ事業案内を送付 ・20校で出前授業を実施(事業開始後初めて全中学校実施)し、2,273人の参加 | リーフレットの配布体制を維持するとともに、関係機関との連携によるセミナー等を開催します。 | ・男女平等参画情報誌「ふりむ」発行。併せてホームページ掲載・各公共施設・道内自治体へ配布のほか、講座受講者・市民団体等に配布 ・ホームページ・ブログ等を活用し情報発信を実施 ・図書資料の充実。新刊図書購入(男女平等参画誌を含む)、他機関からの情報収集 ・図書貸出し案内や男女平等参画に関する新聞記事等の館内掲示 ・国立女性教育会館から男女平等に関する図書資料を借用し展示や貸出に対応 ・男女平等参画にかかる講座の企画、講座の充実 ・女性のための働き方相談の実施 ・関係機関との共催により子育て中の母親の就職支援講座 ・男女平等参画推進センター実施全事業での託児実施 ・啓発事業の実施 ・パープルライトアップを実施 ・市内中学校、高校等へ事業案内を送付し、出前授業を実施 |
| 3 それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします | 1 子育て家庭等への経済的負担の軽減 | 55 | 特定不妊治療費助成事業 | 健康支援課 | 不妊治療のうち体外受精・顕微授精(特定不妊治療)、男性不妊治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。 | 制度の実施 | 助成件数：132件 | 制度の周知徹底を図り、これまで以上に不妊・不育症治療を受けられる機会を拡大していきます。 | 特定不妊治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、北海道の助成を上回る治療費の一部を市が助成します。 |
| | | 56 | 不育症治療費助成事業 | 健康支援課 | 不育症の検査・治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、検査・治療費の一部を助成します。 | 制度の実施 | 不育症治療費助成件数：1件 | 制度の周知徹底を図り、これまで以上に不妊・不育症治療を受けられる機会を拡大していきます。 | 不育症の治療及び検査を受けた方の経済的な負担を軽減するため、北海道の助成を上回る治療費の一部を市が助成します。 |
| | | 57 | 助産施設利用事業 | 子ども支援課 | 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産等を受けることができない妊産婦に対し、助産施設における入院助産を提供します。 | 病床数 | 3施設10病床(利用件数：24件) | 病床数を維持し、対象者に対し、引き続き提供します。 | 対象者に対し、引き続き入院助産を提供します。 |
| | | 58 | 保育所等保育料の軽減 | 子ども育成課 | 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育所等の保育料を国の水準より低額に設定します。また、北海道と連携し、幼児教育・保育の無償化に関する給付が円滑に実施されるよう努めます。 | 負担額 | 0円～75,600円の範囲内(15段階) | 国が実施する3～5歳児の保育料無償化に引き続き取り組みます。また0～2歳児の保育料の実質負担額について現行の水準を維持します。 | 令和元年10月以降と同様に実施予定 |
| | | 59 | 保育所等の給食費の一部軽減 | 子ども育成課 | 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、概ね年収360万円未満世帯及び多子世帯(第3子以降が対象、一部、保護者の市町村民税の所得割額による兄弟の年齢要件あり)に対し給食費の一部を補助します。 | 制度の実施 | 新規事業 | 対象者への給食費補助を引き続き実施します。 | 令和元年10月以降と同様に実施予定 |
| | | 60 | 児童手当 | 子ども支援課 | 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的として、15歳到達後の最初の年度末までの子ども(中学校修了前までの子ども)を監護し、かつ、子どもと一定の生計関係にある父又は母等に手当を支給します。 | 制度の実施 | 受給者数：12,736人 支給総額：2,762,410,000円 | 国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。 | 国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。 |
| | | 61 | 乳幼児等医療費助成 | 子ども支援課 | 乳幼児等の健康が守られるよう医療費の助成を行い、早期治療及び福祉の向上を推進します。 | 制度の実施 | 受給対象者：8,857人 (※市助成対象者3～6歳児：4,617人) | 北海道の助成を上回る市単独の助成を引き続き実施します。 | 北海道の助成を上回る市単独の助成を引き続き実施します。 |
| 62 | 家庭ごみ処理手数料の負担軽減 | ゼロごみ推進課 | すべてのおむつ類の利用者の負担を軽減するために、ご家庭で使用したおむつ類の無料回収を行います。 | 負担の軽減 | 2歳未満の乳幼児がいる世帯を対象に、20Lの有料指定ごみ袋を交付。733件、118,100枚配布。(平成30年9月30日出生分まで)また、平成30年10月1日より、すべてのおむつ類の利用者の負担を軽減することを目的におむつ類の無料回収を開始しました。(平成30年10月1日より有料指定ごみ袋の交付は廃止) | おむつ類の無料回収を継続します。 | おむつ類の無料回収を継続します。 | | |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 |
|------------------------|-------------------------|-----|----------------------|----------|--|-----------------------------|--|------------------------------|--|
| 2. 子どもの教育・保育環境をより充実します | 1. 子育て家庭等への経済的負担の軽減 | 63 | 遠距離通学費補助 | 教) 学校教育課 | 遠距離通学(小学生4km以上、中学生6km以上)に要する交通費の全額(バス定期代)を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 | 制度の実施 | 対象者 4km以上の小学生：0人 6km以上の中学生：1人 | 対象者への交通費の助成を引き続き実施します。 | 対象者 4km以上の小学生：0人 6km以上の中学生：0人 |
| | | 64 | 特定地域バス通学児童交通費補助 | 教) 学校教育課 | 3km以上4km未満の地域よりバス通学している小学生に、通学に要する交通費(バス定期代)の2分の1を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 | 制度の実施 | 対象者 3km以上4km未満の小学生：3人 | 対象者への交通費の助成を引き続き実施します。 | 対象者 3km以上4km未満の小学生：1人 |
| | | 65 | 就学援助 | 教) 学校教育課 | 経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行います。 | 制度の実施 | 対象者 小学生：延べ1,286人 中学生：延べ684人 | 対象者への就学援助を引き続き実施します。 | 対象者 小学生：1,200人 中学生：600人 |
| | | 66 | 苫小牧市育英会・交通遺児育英会事業 | 教) 総務企画課 | 経済的な理由から就学が困難な方に、奨学金等の貸与、給付により教育を受ける機会を与えます。 | 新規貸与・受給者数 | 6人 | 16人 | 23人 |
| | 2. 子育てに関する相談及び情報提供体制の充実 | 67 | 子どもの育児発達相談 | 健康支援課 | 子どもの発達や子育てに関する不安や悩みを抱えている親からの相談に保健師・発達相談員が適切な助言・指導するなどサポートしていきます。(平成28年度より5歳児発達相談事業、平成30年度よりこども相談事業を開始しました。) | 相談体制 | ・1歳6か月児健診、3歳児健診等における発達相談：各健診年36回 ・5歳児発達相談事業：年12回 ・こども相談：年12回 | 保健師や発達相談員が助言・指導する相談体制を維持します。 | 保健師や発達相談員が助言・指導する相談体制を維持します。 |
| | | 68 | 保育所等での育児相談事業 | こども育成課 | 地域における身近な育児相談の場として、保育所、認定こども園、小規模保育事業所において電話等による育児相談を行います。 | 実施園数 | 33園 | 48園 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 69 | 子育て情報誌の発行 | こども育成課 | 子育てに関する定期情報誌「のんき こんき げんき」を発行します。 | 設置か所数 | 86か所 | 95か所 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 70 | 保育所・幼稚園等の情報提供 | こども育成課 | 市のホームページや「子ども・子育てガイド」で、市内の保育所や幼稚園等の各種情報を積極的に提供します。 | 「子ども・子育てガイド」の設置か所数 内容の充実 | 26か所 | 50か所 更なる内容の充実を目指します。 | 「子ども・子育てガイド」の内容充実に取り組むとともに、設置箇所数の増加に努めます。 |
| | 3. 親の子育て力の強化 | 71 | ババママ教室 | 健康支援課 | 初妊婦とその夫を対象に、父親の育児参加の動機付け、またともに協力して子育てを学ぶ機会として「ババママ教室」を開催します。 | 参加人数 | 189組 | 144組 | 初妊婦とその夫を対象に、父親の育児参加動機付けの機会としてババママ教室を開催します。 |
| | | 72 | 赤ちゃん教室 | 健康支援課 | 2か月、7か月、12か月児を持つ保護者を対象に、育児に関する知識の普及と交流を通じた仲間づくりを推進します。 | 参加人数 | 延べ947組 | 延べ1,080組 | 2か月、7か月、12か月児を持つ保護者を対象に、育児に関する知識の普及と交流を通じた仲間づくりを推進します。 |
| | | 73 | 子育て支援講座の開催 | こども育成課 | 子どもの健康や子育ての方法に関する保護者の不安や悩みの解消又は軽減を図るため、子育てに関する各種講座を開催します。 | 参加人数 | 1,912人 | 2,000人 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 74 | 親の子育て力向上のための講座の開催 | こども支援課 | 親の子育てに関する技術向上や虐待の未然防止のため、行動理論等を基にした効果的な子育ての方法について講座を開催します。 | 参加人数 | 95人 | 100人 | 継続して実施します。 |
| | | 75 | 「親子で楽しく遊ぼう」事業 | こども育成課 | 子育て中の親とその幼児に、親子で一緒に遊ぶふれあいの場の提供や、子どもの発達に合わせた遊び方の紹介などを行います。 | 参加人数 | 779人 | 800人 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | 4. 子育て家庭の交流の推進 | 76 | 子育てサークル等の活動の支援事業 | こども育成課 | 子育て中の保護者の方たちへサークル活動の場として、とまこまい子育て支援センター内の専用室「サークルルーム」を無償で提供し、子育てサークル活動等の促進を積極的に図ります。 | 実利用団体数 | 20団体 | 25団体 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 77 | 親子の交流及び子育て家庭同士の交流の推進 | こども育成課 | とまこまい子育て支援センターにおいて、ランチルームの開放や親子で参加できるイベントを実施し、親子の交流及び子育て家庭同士の交流を推進します。 | 推進体制 | ランチルームの開放 イベント：年6回実施 | ランチルームの開放 イベント：年9回実施 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | 5. 保護の受け入れの必要な子ども | 78 | 子育て短期支援事業(ショートステイ) | こども支援課 | 保護者の病気や入院、事故などにより、家庭での児童養育が一時的に困難になった場合、里親において一時的に児童を短期間預かる子育て短期支援事業を推進します。 | 支援体制 | 利用世帯数：12世帯 利用延べ日数：62日 契約里親数：8世帯 | 支援体制を維持します。 | 支援体制を維持します。 |
| | | 79 | 里親制度 | こども支援課 | 何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった児童が、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、温かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度の普及促進を図ります。 | 登録里親数 | 21組(29年度実績) ※対象年度の登録里親数は翌年度末に公表されるため、H29年度の実績値を記載 | 制度の周知啓発を継続します。 | 制度の周知啓発を継続します。 |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 |
|-----------------------|----------------------|---------------------|---|---------------------|---|---------------------------------|--|-------------------------------------|--|
| 2・子どもの教育・保育環境をより充実します | 6・ひとり親家庭等への相談体制の充実 | 80 | ひとり親家庭等の相談体制の充実 | こども支援課 | ひとり親家庭等の自立支援のため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。 | 相談体制 | ひとり親家庭等相談件数：1,327件 | 相談体制を維持します。 | 相談体制を維持します。 |
| | | 81 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | こども支援課 | ひとり親家庭等が安心して子育てしながら生活できるよう、一時的な家事援助や保育等のサービスを提供します。 | 支援体制 | 支援回数：153回 | 支援体制を維持します。 | 支援体制を維持します。 |
| | | 82 | ひとり親家庭学習支援事業 | こども支援課 | ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況に置かれることにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねないため、大学生や教員退職者等による学習支援を実施します。 | 利用者数 | 44人 | 70人 | 東西会場を増設し、支援体制を継続します。 |
| | | 83 | 生活困窮世帯子どもの学習支援事業 | 総合福祉課 | 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習援助を推進します。 | 制度の実施 | 利用者数：48人 | 制度の周知を図りながら、引き続き生活困窮世帯への学習支援を実施します。 | 生活保護受給世帯又は就学援助認定世帯の中学生を対象に、原則毎週土曜日に学習支援を実施します。広報掲載や対象世帯への通知など周知に努めます。 |
| | 7・ひとり親家庭等への経済的支援の充実 | 84 | ひとり親家庭等医療費助成 | こども支援課 | 母子及び父子家庭等に対し、疾病の早期治療を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。 | 制度の実施 | 受給対象者：親 2,287人 子 3,432人 総助成額：154,590,614円 | 北海道の助成を上回る市単独の助成を実施します。 | 北海道の助成を上回る市単独の助成を引き続き実施します。 |
| | | 85 | 母子家庭等児童入学援助金 | こども支援課 | 小学校又は中学校に入学する児童がいる母子家庭等の生活を援助するため、入学援助金を支給し、児童の福祉増進を図ります。 | 援助金額 | 小学生：20,000円 中学生：30,000円 | 現行の援助金額の水準を維持します。 | 現行の援助金額の水準を維持します。 |
| | | 86 | 母子家庭等自立支援給付金事業 | こども支援課 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に推進するため、「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練促進給付金事業」、「高卒認定試験合格支援給付金事業」の利用を促進します。 | 制度の実施 | 自立支援教育訓練給付金：13件 高等職業訓練促進給付金：23件 高卒認定試験合格支援給付金：1件 | 対象者への給付を継続します。 | 対象者への給付を引き続き実施します。 |
| 87 | 児童扶養手当 | こども支援課 | 父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する父又は母や、その者に代わって児童を養育している人に、児童が満18歳に到達した年度末まで手当を支給します。 | 制度の実施 | 受給者数：2,166人 支給総額：1,113,729,730円 | 国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。 | 国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。 | | |
| 4・仕事と子育ての両立を支援します | 1・ワーク・ライフ・バランスの推進 | 88 | 子育てと仕事の両立に関する法や制度の周知 | 協働・男女平等参画室 (男女平等参画) | 育児・介護休暇、妊娠や出産、育児休業等を理由とした解雇その他不当な取扱いをすることの禁止などの法や制度の周知、労働時間の見直しなどの情報提供に努めます。 | 周知体制の充実 | 男女平等参画推進センターにおいて関連図書の貸出、閲覧 ・広報とまこまいやホームページ、フェイスブックなどでの制度の周知 | 周知体制を維持するとともに、内容の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法や男女雇用機会均等法について、ホームページ等で周知 ・子育てをしている女性向けの職業紹介やセミナー等について、広報・ホームページで周知 ・男女平等参画情報誌「ふりーむ」発行。併せてホームページ掲載・各公共施設・道内自治体へ配布のほか、講座受講者・市民団体等に配布 ・ホームページ・ブログ等を活用し情報発信を実施 ・図書資料の充実。新刊図書購入（男女平等参画誌を含む）、他機関からの情報収集 ・図書貸出し案内や男女平等参画に関する新聞記事等の館内掲示 ・国立女性教育会館から男女平等に関する図書資料を借用し展示や貸出に対応 |
| | | | | 工業・雇用振興課 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てをしている女性向けの職業紹介やセミナー等について、広報・ホームページで周知する。 ・企業に対し、産前・産後・育児休業等の各種制度の情報提供を行い、また、その導入についても支援する。 |
| 89 | 就労の場における母性保護などの制度の周知 | 協働・男女平等参画室 (男女平等参画) | 働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます。 | 周知体制の充実 | 男女平等参画推進センターにおいて関連図書の貸出、閲覧 ・広報とまこまいやホームページ、フェイスブックなどでの制度の周知 | 周知体制を維持するとともに、内容の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法や男女雇用機会均等法について、ホームページ等で周知 ・子育てをしている女性向けの職業紹介やセミナー等について、広報・ホームページで周知 ・男女平等参画推進センターにおいて関連図書の貸出、閲覧 ・広報とまこまいやホームページ等での制度の周知 ・関連講座開催による学習機会の充実を図る | | |
| | | 工業・雇用振興課 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・企業に対し、誰もが働きやすい職場づくりを支援する中で、産前・産後・育児休業等の各種制度の情報提供を行い、また、その導入についても支援する。 | | |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 |
|--------------------|------------------------|-----|-------------------------|------------------------|--|-----------------------|---|------------------------|--|
| 4. 仕事と子育ての両立を支援します | 1. ワーク・ライフ・バランスの推進 | 90 | 仕事と家庭の両立を促進するための啓発 | 協働・男女平等参画室 (男女平等参画) | 男女の固定的な役割分担意識を是正するため、広報・啓発活動や学習機会の充実に努め、家庭や地域、職場における男女平等参画を促進します。(男女平等参画情報誌「ふりーむ」の発行、男女平等参画講座・各種学習会の実施等) | 各種広報・啓発活動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画情報誌「ふりーむ」28号(3月)1,500部発行。併せてホームページ掲載・各公共施設・道内自治体へ配布のほか、講座受講者・市民団体等に配布。 ・ホームページ、ブログ、Facebook等を活用し情報発信を実施。 ・図書資料の充実。新刊図書53冊購入(男女平等参画誌を含む)、他機関からの情報収集。 ・図書貸出案内や男女平等参画に関する新聞記事等の館内掲示。 ・男女共同参画週間や講座開催に合わせて国立女性教育会館から男女平等に関する図書資料を借用し展示や貸出に対応。 ・男のキッチン：延べ245人 ・小学生親子料理教室：30組60人 ・男女平等参画講座：延べ31人 ・女性のための起業セミナー：13人 ・健康講座：15人 ・女性のエンパワーメント講座：15人 ・男女平等参画推進講演会：46人 ・女性のための健康講座：20人 ・女性活躍推進講座：20人 ・ワーク・ライフ・バランス講座：63人 ・地域防災講座：17人 ・女性の人権講演会：70人 ・女性のための働き方・起業・創業相談会：延べ102人 ・女性活躍推進講座：20人 ・女性活躍推進お話し会：延べ23人 ・マザーズハローワークと共催子育て中の母親の就職支援講座：延べ152人 ・男女平等参画推進センター実施全事業での託児実施(1歳以上) 託児人数：延べ301人、託児回数：83回 | 各種広報・啓発活動を引き続き実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画情報誌「ふりーむ」発行。併せてホームページ掲載・各公共施設・道内自治体へ配布のほか、講座受講者・市民団体等に配布 ・ホームページ・ブログ等を活用し情報発信を実施 ・図書資料の充実。新刊図書購入(男女平等参画誌を含む)、他機関からの情報収集 ・図書貸出案内や男女平等参画に関する新聞記事等の館内掲示 ・国立女性教育会館から男女平等に関する図書資料を借用し展示や貸出に対応 ・仕事と家庭の両立を促進するための啓発的内容の講座を開催 ・男女平等参画週間に合わせて市役所1階でパネル展示を実施 ・ワークライフバランス等企業表彰実施 ・市民会議実施 ・男女平等参画推進講演会実施 |
| | | 91 | 子育てを理由に離職した女性を対象とした復職支援 | 工業・雇用振興課 | 結婚、出産、子育てを理由に離職した女性の復職の支援に努めます。 | 復職支援対象者 | 支援セミナー参加者：延べ77人 新規就職者数：19人 | 新規就職者数を維持します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・出産・子育て等を理由に離職し、再就職を希望している方を対象に、各種研修と職場実習を行い職場復帰を図る。また、育児中でも参加しやすい託児付きコースを設け実施するほか、気軽に参加できる就職に向けたセミナーを託児付きで実施する。 復職支援対象者：20人以上 |
| | | 92 | 父親への子育て支援 | 健康支援課 | 父親が育児に関心を持ち、理解を深めて積極的に育児をすることで、夫婦間で良好な関係を築きながら、子育てができることを促します。 | 父親健康手帳交付数 育児教室参加組数 | 1,226人交付(転入者含む) 24組 | 母子健康手帳新規交付数と同等数 40組 | 父親が育児に関心を持ち、理解を深めて積極的に育児をすることで、夫婦間で良好な関係を築きながら、子育てができることを促します。 |
| | 2. 多様なニーズに対する保育サービスの充実 | 93 | 乳児保育事業 | こども育成課 | 女性の就労増加や就労形態の変化により、1歳未満児の保育に対する社会的要請が増大しているため、乳児保育の充実に努めます。 | 実施園数 | 30園 | 40園 | 小規模保育施設・認定こども園の設置を促進し、乳児保育の充実に努めます。 |
| | | 94 | 一時預かり事業 | こども育成課 | 保護者の就労形態の多様化や疾病などのやむを得ない事由や保護者の育児疲れなどの解消に対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる一時預かりを推進します。 | 実施園数 | 5園 | 6園 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 95 | 病児・病後児保育事業 | こども育成課 | 病気の「回復期に至らない場合」又は病気の「回復期」にあつて、集団での保育が困難な児童を預かる病児・病後児保育事業を推進します。 | 実施か所数 | 4か所 | 6か所 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 96 | 延長保育事業 | こども育成課 | 保護者の労働形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、通常の開所時間(午前7時30分～午後6時30分)を前後30分又は後ろ30分延長して開所する延長保育を推進します。 | 実施園数 | 11園 | 実施園数を維持します。 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 97 | 休日保育事業 | こども育成課 | 保護者の休日就労等に対応するため、日曜・祝日等においても開所する休日保育を推進します。 | 実施園数 | 2園 | 3園 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 98 | 広域保育事業 | こども育成課 | 保育を必要とする児童を居住地の市町村以外の保育所等に相互入所させる、広域入所を実施します。 | 制度の実施 | 管外入所児童数：37人 管外受入児童数：6人 | 広域保育事業を引き続き実施します。 | 令和元年度と同様に実施予定 |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 |
|-----------------------------------|------------------------|--------------|-------------------|--|---|--|---------------------------------------|---|--|
| 5 地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくりまします | 1 地域の支援の充実の向上のため | 99 | 育児サークルへの出前講座 | こども育成課 | 育児サークルを育成・支援するため、乳幼児の発育・発達、育児方法についての出前講座を行います。 | 開催数 | 1回 | 4回 | 育児サークルの支援のために、出前講座の一層の周知に努めます。 |
| | | 100 | 子育てサークル活動助成事業 | こども支援課 | 子育てをしている方の不安や孤立感を解消するため、子育て支援活動を実施している団体に対し、その活動を支援します。 | 助成額 | 15,000円 (補助団体15団体 補助総額225,000円) | 子育てサークル団体への助成額を現行の水準で維持します。 | 子育てサークル団体への助成額を現行の水準で維持します。 |
| | | 101 | 子育て支援グループへの支援 | 協働・男女平等参画室 (男女平等参画) | 地域の子育て団体等の学習活動を支援します。 | 支援団体数 | 子育てサークル等の講座など、5団体に助成(総額82,500円) | 6団体に助成。 | 団体の学習活動を継続支援(女性団体等学習活動援助) |
| | 2 地域における子育て相談・交流の充実 | 102 | 乳幼児のための交流事業の開催 | 青少年課 | 児童センターにおいて、乳幼児と保護者を対象にとまべピータイムを開催します。また、幼児と保護者を対象に週1~2回の設定遊びを開催することで、親子や親同士の交流を図り、子育て支援を推進します。 | 開催回数 | とまべピータイム：31回 幼児交流会：265回 | とまべピータイム：35回 幼児交流会：300回 | 児童センター7館で計64回開催 新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小予定 |
| | | 103 | 異年齢児・世代間交流事業 | こども育成課 | 園児と地域の児童やお年寄りが、地域行事などを通じて共同活動を行ったり、伝承遊びを行うなどの交流活動を推進します。 | 実施園数 | 保育所：18園 認定こども園：9園 | 保育所・幼稚園・認定こども園全園(39園) | 幼稚園における取組みについても実施状況の把握に努め、交流活動を推進します。 |
| | | 104 | 地域子育て支援事業 | こども育成課 | 保育所の子育てルームやとまこまい子育て支援センターにおいて、子育てしている親とその乳幼児を対象に、交流の場の提供、子育ての相談や援助、子育て関連の情報提供や講習会の開催などを行うとともに、子育てサークルの育成支援など地域のネットワークづくりを推進します。 | 制度の実施 | 登録世帯数：2,250世帯 | 引き続き実施します。 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 105 | ファミリー・サポート・センター事業 | こども支援課 | 子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織をつくり、地域の人が相互に子育て家庭を支援していくファミリー・サポート・センター事業を推進します。 | 支援体制 | 活動件数：4,478件 | 支援体制を維持します。 | 支援体制を維持します。 |
| | | 106 | 利用者支援事業(特定型) | こども育成課 | 子育て家庭のニーズに合わせて、認定こども園・幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、専任職員が情報提供や相談・援助を行う利用者支援事業を推進します。 | 制度の実施 | 2,280件 | 引き続き実施します。 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 107 | 幼児・児童の健康増進事業 | スポーツ都市推進課 | 幼児・児童を対象として、総合体育館や川沿公園体育館で、親子のびのび教室や青少年女性力づくり教室などを開催し、幼児・児童の健康増進と健全育成を推進します。 | 実施回数 参加人数 | 11回 1,437人 | 13回 1,700人 | 引き続き、幼児・児童の健康増進と健全育成の推進を目的とし、教室などを開催する。周知方法の工夫により、参加人数の増加を目指す。 |
| | 3 子どもの健全育成の推進 | 108 | 児童センターの利用促進 | 青少年課 | 児童の健康を増進し、豊かな情操を育むため、児童センターの利用促進を図るとともに、子ども会・母親クラブなどの育成に努めます。 | 来館者数 | 126,956人 | 165,000人 | 苫小牧市HPにて利用方法掲載 各児童センターから近隣小学校へ案内、ポスターの送付 |
| | | 109 | 放課後子ども総合プラン | 青少年課 教)総務企画課 | 次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型実施について継続して検討します。 | 実施校の数 | 1校で2回実施 | モデル校を2校選定し実施します。 | モデル校2校で年数回開催する |
| | | 110 | 健全育成啓発資料発行 | 青少年課 | 1年間の主な健全育成事業結果を「青少年だより」としてまとめ、各町内会・学校等に配付します。 | 発行体制 | 153部 | 発行体制を維持します。 | 令和2年度は6月下旬発行予定 |
| 111 | | 「希望の鐘」吹鳴事業 | こども支援課 | 青少年育成の願いを込め、学校・公園に設置している「希望の鐘」を1日3回吹鳴します。 | 事業体制 | 25か所設置 1日3回吹鳴 | 事業体制を維持します。 | 継続して維持します。 | |
| 4 の子ども啓発権利 | 112 | 子どもの権利の普及・啓発 | 教)指導室 | 「子どもの権利条約」の指導資料を指導室ホームページに掲載し、授業での活用や配付を行うとともに、苫小牧市いじめ問題子どもサミットを実施し、子どもの権利の普及・啓発に努めます。 | 啓発活動の実施 | ・指導資料をホームページに掲載済み ・第6回苫小牧市いじめ問題子どもサミットを実施(H30.6.30) | 啓発活動を引き続き実施します。 | 第8回苫小牧市いじめ問題子どもサミットは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 | |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 | |
|--------------------|--------------------------------|---|--------------|-----------------|--|---|--|--|--|---|
| 5 安全安心なまちづくりの推進 | 5 安全安心なまちづくりの推進 | 113 | 公園のリニューアル化 | 緑地公園課 | 古い公園の遊具などをリニューアルし、子どもたちに環境の良い遊び場を提供します。 | 遊具などのリニューアル化 | ときわ西公園、川沿6丁目公園、小糸井1丁目公園、桜木2丁目公園、花園2丁目公園、豊川2丁目公園、みどりの公園、有珠3号公園、宮の森1号公園、ひまわり公園、春日1丁目公園、緑町2丁目公園、清川公園、双葉3丁目公園、三光町3号公園、新生台公園の老朽化した遊具を更新 | 遊具の更新を実施します。 | 川沿公園、北星公園、柏木6丁目公園、青葉2丁目公園、おおぐま公園、澄川4丁目公園、錦岡東1号公園、日新2丁目公園 | |
| | | 114 | 公営住宅の建替事業の推進 | 住宅課 | 老朽化し手狭な市営住宅の建替えにおいて、子育てにも対応できる、ゆとりのある住宅づくりに努めます。【平成26年度から日新団地の建替事業に着手】 | 建設棟・戸数 | 日新団地 4棟192戸建設 | 日新団地 5棟234戸建設 | 日新団地建替事業においてユニバーサルデザインを採用した、5棟目（10号棟60戸）竣工予定、6棟目（9号棟60戸）の工事着手、7棟目（8号棟30戸）の設計に着手。 | |
| | | 115 | 安心安全な道路整備 | 道路河川課 道路維持課 | 人にやさしい街づくりを目標に、安心・安全に配慮した道路整備、歩道のバリアフリー化、除雪体制の充実などを推進します。 | 対象路線の整備 除雪体制の充実 | 苫小牧駅周辺等の歩道のバリアフリー化 小学校周辺道路の交通安全対策実施 除雪体制の時間短縮 | 歩道のバリアフリー化、小学校の通学路等の交通安全対策を引き続き実施します。 引き続き除雪体制の充実を図ります。 | 小学校の交通安全対策、旭大通の歩道のバリアフリー化及び除雪体制の時間短縮について、引き続き推進する。 | |
| | | 116 | 街路灯整備 | 市民生活課 | 夜間の犯罪、事故を防止し、通学路などの安全を確保するため、幹線道路に街路灯を設置するとともに、生活道路に街路灯を設置した町内会などに助成します。 | 制度の実施 | 街路灯30基設置 うち、町内会等が設置した街路灯18基に対し補助金を交付 | 要望に応じた街路灯の設置、町内会等への補助金の交付を引き続き実施します。 | 街路灯16基設置 町内会等が設置した街路灯24基に対し補助金を交付 | |
| | 5 地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくりま | 6 安心して外出できる環境の整備 | 117 | 市主催事業等での託児の実施 | 協働・男女平等参画室 (男女平等参画) | 講演会、学習会など市主催の事業において託児を実施し、子育てする親の文化活動を支援します。 | 託児の実施 | 男女平等参画推進センター実施事業（講座、相談事業等）での託児（1歳以上） 託児人数：延べ301人 託児回数：83回 | 託児を引き続き実施するとともに、子育て家庭の事業参加の促進を図ります。 | ・男女平等参画推進センター主催・共催の全ての事業で託児実施 |
| | | | 118 | 公共施設のバリアフリー化の推進 | 建築課 | 苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、子育て家庭が安心して利用できるトイレ整備のほか、公共施設等のバリアフリー化を推進します。 | バリアフリー化 | ・日新町市営住宅11号棟（5階60戸）新築主体工事 ・北光小学校校舎大規模改造主体工事 ・緑小学校校舎改築主体工事 ・錦岡小学校校舎増築主体工事 ・錦岡小学校校舎大規模改造主体工事 ・啓北中学校校舎改築1期主体工事 ・ウトナイ中学校校舎新築主体工事 ・緑小学校屋内運動場改築主体工事 ・ウトナイ中学校屋内運動場新築主体工事 ・市立病院医局棟増築主体工事 ・ウトナイ交流センター展望施設新築主体工事 | 公共施設の新設や既存施設の改修時に、バリアフリー化を引き続き実施します。 | ・平成31年度日新団地市営住宅10号棟新築(R1・2継続事業) ・苫小牧東小学校・苫小牧東中学校校舎改築(A工区)(R1・2継続事業) ・苫小牧東小学校・苫小牧東中学校校舎改築(B工区)(R1・2継続事業) ・苫小牧東小学校屋内運動場改築(R1・2継続事業) ・苫小牧東中学校屋内運動場改築(R1・2継続事業) ・（仮称）みその・しみず保育園園舎建替（R1・2継続事業） ・児童相談複合施設建設（R1・2継続事業） ・令和2年度日新団地市営住宅9号棟新築(R2・3継続事業) ・啓北中学校校舎改築2期主体工事 ・清水小学校屋内運動場改築主体工事 |
| | | | | | 設備課 | | | ・日新町市営住宅11号棟新築機械設備・昇降機設備工事 ・錦岡小学校校舎増築機械設備工事 ・緑小学校校舎改築機械設備・昇降機設備工事 ・緑小学校屋内運動場改築機械設備工事 ・啓北中学校校舎改築機械設備・昇降機設備工事 ・ウトナイ中学校校舎新築機械設備・昇降機設備工事 ・ウトナイ中学校屋内運動場新築機械設備工事 ・ウトナイ交流センター展望施設新築昇降機設備工事 | 公共施設の新設や既存施設の改修時に、バリアフリー化を引き続き実施します。 | ・平成31年度日新団地市営住宅10号棟新築機械設備・昇降機設備工事(R1・2継続事業) ・苫小牧東小学校・苫小牧東中学校校舎改築衛生設備工事(R1・2継続事業) ・苫小牧東小学校屋内運動場改築機械設備工事(R1・2継続事業) ・苫小牧東中学校屋内運動場機械設備工事(R1・2継続事業) ・（仮称）みその・しみず保育園園舎建替機械設備工事（R1・2継続事業） ・児童相談複合施設建設新設機械設備工事（R1・2継続事業） ・令和2年度日新団地市営住宅9号棟新築衛生設備工事(R2・3継続事業) ・啓北中学校校舎改築2期機械設備工事 ・清水小学校屋内運動場改築機械設備工事 |
| | 障がい福祉課 | 公共施設において、市民からの要望が多い又は緊急性の高い箇所において随時協議の上、バリアフリー化を進めることができます。 【H30実績】 ・苫小牧市役所和式トイレの洋式化工事 ・日新児童センター和式トイレの洋式化工事 ・沼ノ端児童センター和式トイレの洋式化工事 | | | 引き続き、苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設等のバリアフリー化の推進を継続します。 | | | 引き続き、苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設等のバリアフリー化の推進を継続します。 | | |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 |
|-----------------------------------|------------------|-----|-------------------------|--------|---|--|---|--|--|
| 5 地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくりまします | 6 安心して外出できる環境 | 119 | 受動喫煙防止対策助成金 | 健康支援課 | 職場の受動喫煙対策に取り組む市内の事業場に対し、国の助成金に上乗せして助成金を交付します。 | 敷地内禁煙、屋内禁煙、喫煙専用室設置のいずれかにより受動喫煙対策に取り組んでいる企業の割合 | 61.1% | 100% | 受動喫煙防止対策助成金により、第二種施設の受動喫煙対策を推進します。また、新たに「飲食店全面禁煙化補助金」を創設し、健康増進法改正後も屋内での喫煙が可能となっている「既存特定飲食提供施設」における受動喫煙対策を後押しします。 |
| | | 120 | 空気もおいしい施設認定事業 | 健康支援課 | 敷地内禁煙又は屋内禁煙としている飲食店を「空気もおいしい施設」として認定し、認定証とステッカーを交付します。 | 認定店舗数 | 新規施策 | 100店舗 | 敷地内禁煙又は屋内禁煙としている施設を「空気もおいしい施設」として認定し、認定証とステッカーを交付します。また、認定施設を紹介するリーフレットを作成し、周知を図ります。 |
| | 7 子どもの交通安全の確保 | 121 | 交通安全教室 | 市民生活課 | 交通安全指導員が保育所・幼稚園・小学校・町内会などに出向き、交通安全教室を開催します。 | 実施回数 | 339回 | 360回 | 360回 |
| | | 122 | 交通安全啓発の実施 | 市民生活課 | 市広報紙への掲載や家庭訪問などにより、交通安全の啓発を推進します。 | 運動期間の広報掲載回数 交通安全新聞配布対象者 家庭訪問による啓発活動実施回数 交通安全啓発ちらし配布箇所 | 6回掲載 小中学校全校に配布 14回訪問 全小中学校 市内全高等学校 | 6回掲載 小中学校全校に配布 14回訪問 全小中学校 市内全高等学校 | 市広報紙への掲載や家庭訪問などにより、交通安全の啓発を推進します。 |
| | | 123 | 巡回広報・早朝啓発の実施 | 市民生活課 | 毎月1日・15日に、登校時間に合わせて市内を巡回広報し、交通安全の啓発を推進します。 | 巡回広報体制 | 19回実施 | 巡回広報体制を維持します。 | 毎月1日・15日に、登校時間に合わせて市内を巡回広報し、交通安全の啓発を推進します。 |
| | | 124 | 登校時街頭指導 | 市民生活課 | 交通安全指導員が登校時間に通学路に立ち、交通安全指導を行います。 | 指導体制 | 交通安全指導員が登校時間に通学路に立ち、交通安全指導を実施。 | 指導体制を維持します。 | 交通指導員が登校時間に通学路に立ち、交通安全指導を実施。 |
| | | 125 | 交通安全施設整備事業 | 市民生活課 | 横断歩道灯、横断歩道防護柵、通学路標識、幼児ゾーン標識、スクールゾーン大型表示板などを設置します。 | 設備の更新体制 | 横断歩道灯：4基更新 カーブミラー：1基更新 通学路標識：13基更新 スクールゾーン大型看板：3基更新 | 設備の更新体制を維持します | 横断歩道灯、横断歩道防護柵、通学路標識、幼児ゾーン標識、スクールゾーン大型表示板などを設置します。 |
| | 8 青少年の非行対策の推進 | 126 | 広報誌発行事業 | こども支援課 | 青少年の非行問題に対して、家庭・学校・地域・関係機関が一体となった取り組みを推進するため、広報誌「少年指導センターだより」を小学校・中学校・高校・関係機関に配付します。 | 発行体制 | 年3回 各15,400部 | 発行体制を維持します。 | 発行体制を維持します。 |
| | | 127 | 関係機関・団体との情報交換 | こども支援課 | 青少年の問題行動に対応するため、警察署や小学校・中学校・高校生徒指導連絡協議会等の関係機関・団体と情報交換を行います。 | 連絡体制 | 小学校生徒指導連絡協議会 中学校生徒指導連絡協議会 高等学校生徒指導連絡協議会 中学校区別生徒指導連絡協議会 五地区広域指導連絡協議会 胆振東部青少年指導連絡協議会 | 連絡体制を維持します。 | 継続して維持します。 |
| | | 128 | 巡回活動事業 | こども支援課 | 巡回活動を通して非行の実態を把握するとともに、状況を分析し効果的な指導を行うためのマニュアルを策定し、非行の未然防止・早期発見・早期指導のための活動を推進します。 | 巡回体制 | 街頭指導：年間900回 | 巡回体制を維持します。 | 巡回体制を維持します。 |
| | 9 子どもの犯罪被害防止 | 129 | 「子どもSOSの家」運動の推進 | こども支援課 | 変質者・不審者から子どもを守るため、全市民的な取り組みとして、「子どもSOSの家」の推進に努めます。 | 事業の推進 | 新ステッカー貼付・配付活動の実施。 (配付枚数2,560枚) | ・新ステッカーの協力者の募集活動と貼付の確認作業を行います。 ・新ステッカー貼付、配付作業を行います。 | 新規募集、貼付の確認作業を実施します。 |
| | | 130 | 「子どもを守り心を育てる運動」の取り組みの推進 | こども支援課 | 次世代を担う青少年の健全育成を図るため、毎年7月1日～7月31日に「子どもを守り心を育てる運動」を展開し、いじめ・薬物乱用根絶運動や挨拶運動等を推進します。また、7月を「強調月間」として指定し、街頭啓発運動や各種巡回活動を実施します。 | 運動体制参加団体数 | 26団体 | 28団体 | 実態に合わせた事業の在り方を検討します。 |
| | | 131 | 防犯啓発事業 | 市民生活課 | 安心なまちづくりのため、「防犯だより」の発行、地域防犯巡回パトロール・出前講座を行います。 | 啓発活動の実施 | 「防犯だより」年6回発行 地域パトロール実施回数：年17回 出前講座実施回数：年6回 歳末地域安全運動市民パレード実施 自主防犯組織の活動支援 | 啓発活動を引き続き実施します。 | 「防犯だより」年6回発行 地域パトロール実施回数：年12回 出前講座実施回数：年4回 歳末地域安全運動市民パレード実施 自主防犯組織の活動支援 |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 |
|------------------------------------|-------------------------------|-------------|-------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 6・一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します | 1・児童虐待防止に対する対策 | 132 | 要保護児童対策地域協議会 | こども支援課 | 児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行うために「要保護児童対策地域協議会」との連携を強化し、関係機関によるケース検討会議や実務者会議を開催します。 | 連携体制 | 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議開催数：106回 対象児童数：248人 | 連携体制を維持します。 | 連携体制を維持します。 |
| | | 133 | 児童相談体制の充実 | こども支援課 | 増加する児童虐待相談に対応するため、また、児童虐待の未然防止、早期発見かつ適切な対応が可能となるよう相談体制の充実を図ります。 | 相談体制 | 家庭児童相談件数：1,090件 | 児童相談体制を維持します。 | 児童相談体制を維持します。 |
| | | 134 | 児童相談複合施設における児童虐待対応体制の充実 | こども支援課 | 苫小牧市子ども家庭総合支援拠点と室蘭児童相談所苫小牧分室が複合する施設を整備し、児童虐待対応体制の強化を図ります。 | 児童虐待対応体制 | 新規施策 | 児童虐待対応体制を維持します。 | 児童虐待対応体制を維持します。 |
| | | 135 | 児童虐待防止の出前講座 | こども支援課 | 児童虐待の予防・防止や発見時の早期通報の重要性を市民に理解してもらうため、出前講座を通じて児童虐待の現状や事例などを紹介しながら、未然防止や緊急通報などの周知を図ります。 | 実施体制 | 依頼受付数：5回 実施回数：5回 受講者数：159人 | 出前講座実施体制を維持します。 | 出前講座実施体制を維持します。 |
| | | 136 | 児童虐待に対する専門性の向上 | こども支援課 | 児童の関係者に対して、虐待について理解し、対処方法を学ぶための研修会等を開催し、虐待に関する知識の普及を図ります。 | 研修実施体制 | 研修会開催数：3回 参加人数：373人 | 児童虐待研修の実施体制を維持します。 | 児童虐待研修の実施体制を維持します。 |
| | | 137 | 児童相談所との連携強化 | こども支援課 | 一時保護等の実施が適当であると判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるほか、定期的な会議の実施により連携強化を図ります。 | 連携体制 | 児童相談所送致件数：36件 | 連携体制を維持します。 | 連携体制を維持します。 |
| | | 138 | 養育支援訪問事業 | こども支援課 | 子育ての支援が必要と認められる家庭に、支援員が家庭訪問し、養育に関する援助・助言を行います。 | 支援体制 | 支援回数：130回 | 支援体制を維持します。 | 支援体制を維持します。 |
| | 2・DV（ドメスティック・バイオレンス）家庭への支援の充実 | 139 | 相談体制の充実 | こども支援課 | 夫などからの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護を要する女性及び同伴する児童の相談を受けるとともに、警察や民間シェルターなど関係機関と連携をしながら、被害者の保護支援を図ります。 | 相談体制 | 女性相談件数：543件 女性相談援助センター等への入所件数：17件 | 女性の相談体制を維持します。 | 女性の相談体制を維持します。 |
| | | | 協働・男女平等参画室（男女平等参画） | 弁護士による法律相談を実施します。 | 相談体制 | 一般相談件数：4人 法律相談件数：16人 | 相談体制を維持します。 | ・男女平等参画推進センター主催・共催の全ての事業で託児実施 | |
| | 140 | 民間シェルターへの支援 | 協働・男女平等参画室（男女平等参画） | ドメスティック・バイオレンス等の被害女性やその子どもの保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。 | 支援体制 | ・民間シェルターの運営費の一部として、家賃及び光熱水費の実支出額を補助。（交付額2,188,000円） ・民間シェルターを利用後、切れ目のない支援を行うため、DV被害者等のアフターサポート業務を委託。（委託費2,203,200円） | 支援体制を維持します。 | ・支援体制の維持 ・DV被害者等アフターサポート業務委託の維持 | |
| | 3・障がい児の発達支援の充実 | 141 | 障がい児相談 | 発達支援課 | 障害児通所支援や障害福祉サービス利用のための相談支援事業をはじめ、児童の発達や障がいに関わる相談をします。 | 相談体制 | 相談件数 未就学児：561件 就学児：128件 相談支援利用計画作成件数：191件 | 相談体制を整備し、地域支援を含めた相談支援を実施します。 | 相談件数 未就学児：400件 就学児：10件 相談支援利用計画件数150件 ※令和元年より算出方法を変更 |
| | | 142 | 就学相談 | 教）指導室 | 障がいの疑いのある子どもの就学や教育についての相談を行います。 | 相談体制 | 障がいのある又は疑いのある子どもの就学や教育についての相談を行いました。 相談件数50件 | 相談活動を引き続き実施します。 | 障がいの疑いのある子どもの就学や教育についての相談を行います。 |
| | | 143 | 障がい児の通所支援 | 発達支援課 | 障がいのある幼児・児童に対し、通所により日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。 | 利用回数 | 月平均利用回数 未就学児：2.0回 就学児：2.2回 | 児童の年齢や発達の状況に合わせ、必要な療育支援を実施します。 | 月平均利用回数 未就学児：1.5回 就学児：2.0回 |
| | 障がい福祉課 | | | 障がいのある幼児・児童に対し、民間事業所の利用を含め、当該通所支援の利用機会の確保を図ります。 | 事業所数 | 24か所 1月当たりの平均利用者数（延べ4,679人／月） ・発達支援部会の開催 ・通所施設に関する連絡協議会の実施 | 苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会と連携しながら、引き続き、通所支援の利用機会の確保を図ります。 | 苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会と連携しながら、引き続き、通所支援の利用機会の確保を図ります。 | |

| 基本目標 | 区分 | No. | 施策名 | 担当課 | 内容 | 評価指標 | 現状値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R2年度実施予定 |
|------------------------------------|--------------------|-----|------------------------|------------------------------|---|--------------|--|---------------------------------------|---|
| 6・一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します | 3・障がい児の充実の発達 | 144 | 障がい児自立支援給付事業 | 障がい福祉課 | 障がいのある幼児・児童に対し、居宅介護、補そう具交付、短期入所等の支援に対する経費を給付します。 | 制度の実施 | 事業者数： (居宅介護) 43か所 (短期入所) 10か所 1月当たりの平均利用者数： (居宅介護)：46人/月 (短期入所)：26人/月 補そう具：151件 日常生活用具：100件 | 対象者への自立支援給付を引き続き実施します。 | 対象者への自立支援給付を引き続き実施します。 |
| | 4・障がい児家庭への経済的支援の充実 | 145 | 特別支援学級通学通級児童生徒付添者交通費補助 | 教) 学校教育課 | 特別支援学級などに通学・通級する児童生徒の登下校の送迎をするために、バス又は自家用車を利用する保護者などに、送迎に要する交通費を助成します。 | 制度の実施 | 小学校：バス利用1人、車利用8人 中学校：バス利用2人、車利用15人 | 対象者への交通費の助成を引き続き実施します。 | 小学校：バス利用1人、車利用8人 中学校：バス利用8人、車利用15人 |
| | | 146 | 重度心身障害者(児)医療費助成 | 障がい福祉課 | 重度心身障がい者(児)に対し、疾病の早期治療を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。 | 制度の実施 | 対象者への助成を引き続き実施 重度心身障害者医療費助成の資格認定件数：4,735人 | 制度の周知を図るとともに、対象者への助成を引き続き実施します。 | 制度の周知を図るとともに、対象者への助成を引き続き実施します。 |
| | | 147 | 障害児福祉手当 | 障がい福祉課 | 在宅の重度障がい児に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担を軽減するため、手当を支給します | 制度の実施 | 対象者への支給を引き続き実施 受給者数：113人 ※3月末時点受給者数 支給総額：19,704,130円 | 制度の周知を図るとともに、対象者への支給を引き続き実施します。 | 制度の周知を図るとともに、対象者への支給を引き続き実施します。 |
| | | 148 | 特別児童扶養手当 | 障がい福祉課 | 精神又は身体に障がいのある児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図ります。 | 制度の実施 | 対象者への支給を引き続き実施 受給者数：412人 | 制度の周知を図るとともに、対象者への支給を引き続き実施します。 | 制度の周知を図るとともに、対象者への支給を引き続き実施します。 |
| | 5・障がい児の教育・保育の充実 | 149 | 障害児保育事業 | こども育成課 | 保育を必要とする心身に障がいのある児童を保育所及び認定こども園に入所させ、健常児との集団保育を通じて、障がい児の成長発達の促進を図る障害児保育を推進します。 | 実施園数 | 17園 (保育所及び認定こども園全27園において障がい児保育の実施が可能) | 33園 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 150 | 保育所等訪問支援事業 | 発達支援課 | 障がい児の療育支援経験のある指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。 | 訪問回数 | 13回(支援人数：3人) | 児童の発達状況に合わせ、集団生活への適応を促すよう支援します。 | 12回(支援人数：2人) ※令和2年度より、通所利用に関わらず、地域の保育園等へ巡回支援を実施する。 |
| | | 151 | 私立幼稚園等障害児教育補助 | こども育成課 | 心身に障がいのある幼児を就園させ、健常児とともに幼児教育を積極的・継続的に行う私立幼稚園等の設置者に、補助金を交付します。 | 制度の実施 | 対象：15園41人 | 対象園(幼児)への補助金交付を引き続き実施します。 | 令和元年度と同様に実施予定 |
| | | 152 | 幼稚園等相談事業 | 教) 指導室 (子ども支援室) こども育成課 | 幼稚園等に通う、発達に遅れや、心身に障がいのある幼児の小学校就学に向けての相談等を幼稚園等に訪問し実施します。 | 相談体制 | 指導主事、子ども支援室「あかり」の相談員、健康こども部こども育成課幼児教育支援員とともに幼稚園・保育所を訪問しました。 訪問相談件数：10件 | 引き続き、幼稚園訪問事業を実施し早期からの特別支援教育の充実を推進します。 | 幼稚園等に通う、発達に遅れや、心身に障がいのある児の小学校就学に向けての相談等を幼稚園等に訪問し実施します。 |
| | 6・特別支援教育の推進 | 153 | 特別支援教育コーディネーターの充実 | 教) 指導室 | 各市立小・中学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、関係機関との連携を図ります。 | 連携体制 | 障がいのある又は疑いのある児童生徒の支援等に関する学校間の連携を目的に、学校教育力向上特別支援部会を推進しました。 特別支援部会の実施回数：54回 | 引き続きコーディネーターの専門性を高める研修会を推進します。 | コーディネーター研修会を実施します。 |
| | | 154 | 特別支援教育支援員の配置 | 教) 指導室 | 市立小・中学校に対し、特別支援教育支援員を配置します。 | 特別支援教育支援員の配置 | 43人配置(人区42) 小学校：25人 中学校：13人(人区12) 院内学級：1人 適応指導教室：4人 | 各学校に特別支援教育支援員を複数人配置します。 | 市立小・中学校に対し、特別支援教育支援員を配置します。 45人配置(人区43) 小学校：25人 中学校：14人(人区13) 院内学級：2人(人区1) 適応指導教室：4人 |